

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

原 議 保 存 期 間 5 年 (令和14年3月31日まで)

警察庁丙企画発第49号、丙生企発第62号
丙人少発第25号、丙組二発第7号
丙サ企発第47号

令和8年7月28日
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁サイバー警察局長

「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」の決定について（通知）
警察においては、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、特殊詐欺等の対策に取り組んできたところであるが、特殊詐欺の被害情勢は依然として極めて危機的な状況にある。

また、ストーカー被害に遭っていた女性が殺害されるという痛ましい事案が発生しており、ストーカー対策についても被害者の安全を確保するための新たな枠組みが必要である。

これらを踏まえ、本日、第43回犯罪対策閣僚会議において、「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」（別添参照）が決定されたので通知する。

（参考資料）

別添1：「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」の概要

別添2：詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策

「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」の概要

1 特殊詐欺対策

(1) 金融関係

- ・被害金の暗号資産による移転防止対策等の推進
→暗号資産新規口座開設直後にアンホステッド・ウォレットへ資産を移転できないよう一定の熟慮期間を設ける。
- ・官民協働型枠組みの構築に向けた取組等の加速
→被害金の迅速な追跡・凍結・被害回復等のための「金融犯罪対策センター（仮称）」の構築に向けた検討等を推進。
- ・振り込め詐欺救済法に係る諸課題の検討
→いわゆる混在口座の中に存在する金銭のうち犯罪収益を特定し、被害者への還付ができるように振り込め詐欺救済法の制度の在り方等について検討。

(2) 通信関係

- ・A Iの効果的な活用による特殊詐欺の被害防止対策の導入
→詐欺電話やテキストメッセージをA Iで分析して特殊詐欺の被害を防止する機能について、事業者に対して検討・開発とその社会実装を促進するとともに必要な支援を講じる。
- ・警察庁推奨アプリの普及等による特殊詐欺の被害防止対策の推進
→広報啓発を推進するほか、アプリの詐欺対策機能の高度化に関する取組を推進。
- ・著名人なりすまし型偽広告等への対策の更なる強化
→プラットフォーム事業者等に対し、自身は投資勧誘広告を行っていない旨の申出を著名人から受けた場合、当該著名人に関連する投資勧誘広告を自主的に削除するなどの対応をとるよう働き掛ける。

(3) 国際連携・海外拠点対策関係

- ・東南アジア諸国への技術援助による現地当局との連携強化の推進等
→東南アジア諸国等の詐欺拠点所在国に対し、押収した携帯電話等を速やかに解析するための資機材の供与等を実施し、現地当局の捜査力の向上を支援するほか、外国の捜査機関等との連携に必要な体制を充実強化。
- ・架け子等として海外に渡航させないための広報啓発の推進
→パスポートセンターや空港等における戦略的な広報啓発活動や青少年に対する教育を推進。
- ・国際詐欺サミット2026等の議論を踏まえた国内施策の推進
→事業者間や官民間における情報共有の更なる促進方策について検討。

(4) 国内における治安力の強化

- ・金地金・現金等の密輸の実態解明、取締りの推進
→貴金属取扱業者に対し、不審点等を認知した場合には、被害の拡大防止のために警察への通報等が円滑に行われるよう働き掛けるとともに、関係省庁が緊密に連携し、これらの事犯に関与する組織の実態解明や取締り等を強力に推進。
- ・匿名性の高い通信アプリの通信内容等を迅速に把握するための検討の加速
→犯罪者グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリ等の通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法について、新たな法制度導入に向けた検討を加速。
- ・法人の実質的支配者情報の登録等に関する法制度の整備

(5) 警察における対応力の強化

- ・匿名・流動型犯罪グループの撲滅に向け、警察庁における司令塔機能と都道府県警察における捜査態勢等を強化。

2 ストーカー対策

(1) ストーカー被害者の保護措置の強化

- ・被害者が危険性の高い加害者の接近を把握し、接触を回避することができるよう、一定の加害者へのGPS機器等の装着により、加害者が被害者等に接近した場合に被害者等に通知される仕組み等の新たな被害者保護措置の導入に関し、早急に検討を推進。

(2) ストーカー加害者対策の強化

- ・受診率等の向上に資する取組の推進に加え、一定の加害者に治療・カウンセリングの受診等を義務付ける仕組み等の導入について、受け皿となる医療機関等の確保も含め検討。
- ・刑事施設等における特別改善指導等の中でストーカー対応プログラムを早期整備。

詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策

政府においては「国民を詐欺から守るための総合対策 2. 0」（令和 7 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定。以下「総合対策 2. 0」という）に基づき、特殊詐欺等の対策に取り組んでいるところであるが、現下の情勢として、令和 7 年における特殊詐欺の被害額が約 3, 257 億円と過去最悪となるなど極めて危機的な状況にある。

また、本年 3 月、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）違反等により刑事罰を科せられ、さらに禁止命令等を受けていた男性が、その被害に遭っていた女性を殺害するという痛ましい事案が発生するなどしており、ストーカー対策についても被害者の安全を確保するための新たな枠組みが必要である。

これら事案への対策は一刻の猶予も許されず、政府として下記の対策を緊急に実施することとする。

記

1 特殊詐欺対策

(1) 金融関係

ア 被害金の暗号資産による移転防止対策等の推進

総合対策 2. 0 を踏まえ、暗号資産交換業者に対して送金のモニタリングの強化を要請しているところであるが、依然として、詐欺等の被害金が暗号資産に交換されるなど巧妙にマネー・ローンダリングが実行されている実態を踏まえ、暗号資産取引への規制として、暗号資産新規口座開設直後にアンホステッド・ウォレット¹へ移転できないよう一定の熟慮期間を設ける等の措置の導入を滞りなく進める。

イ 官民協働型枠組みの構築に向けた取組等の加速

総合対策 2. 0 を踏まえ、金融機関におけるモニタリング能力の更なる底上げを図るほか、金融機関間における迅速な情報共有等の枠組みのシステム構築を着実に推進する。また、現在は一部の都道府県警察と金融機関との間で行われている潜在被害者の発見・被害拡大防止等を目的とした情報共有の枠組みの更なる拡大を図る。

さらに、本年 6 月から運用が開始された、被害金の迅速な追跡・凍結・回復のための警察と金融機関との間における官民協働型の枠組みの運用状況も踏まえつつ、関係省庁において金融機関等と緊密に連携しながら、

¹ 事業者ではなく利用者自らが秘密鍵を管理するウォレット（口座）

「金融犯罪対策センター」(仮称)²の在り方や構築に向けた具体的な工程を早急に明らかにするなど、同センターの構築に向けた検討を推進する。

ウ 振り込め詐欺救済法³に係る諸課題の検討

犯罪者グループが、送金犯罪⁴等の手段を用いて被害金を口座名義人の財産と混和させた状態で移転しているなどの最近のマネー・ローンダリング手口の実態を踏まえ、諸外国の事例も参考にしつつ、いわゆる混在口座⁵の中に存在する金銭のうち犯罪収益を特定し、被害者への還付ができるように振り込め詐欺救済法の制度の在り方等について検討を行う。

(2) 通信関係

ア AIの効果的な活用による特殊詐欺の被害防止対策の導入

犯罪者グループから固定電話に架かってくる詐欺電話を検知し、着信者の家族等に注意喚起の通知を行うサービスについて、通信事業者とも連携して国民への周知を強化する。また、ニセ警察詐欺の急増といった最近の犯行手口の変化に伴い、携帯電話の利用者も特殊詐欺の対象となっていることから、携帯電話に架かってくる電話の欺罔文言や送信されてくる欺罔のテキストメッセージをAIで分析して特殊詐欺の被害を防止する機能について、海外における取組も参考にしつつ、関係省庁において通信の秘密等の関係法令の法的論点を整理した上で、事業者に対して検討・開発とその社会実装を促進するとともに、必要な支援を講じるなどの取組を推進する。

イ 警察庁推奨アプリの普及等による特殊詐欺の被害防止対策の推進

国際電話や詐欺電話を遮断するなどの機能を有する警察庁推奨アプリについて、関係省庁が一体となり、各種媒体を活用した広報啓発を推進するほか、例えば、通信事業者に対し、携帯電話販売時に警察庁推奨アプリをはじめとする詐欺電話等対策アプリのインストールを購入者に促す取組を働き掛けるなど、関係団体等の協力も得ながら国民運動として

² シンガポールの「詐欺対策センター (Anti-Scam Centre)」等の諸外国の例を参考に、例えば、警察と金融機関が同一の場所で勤務し、対面・口頭で、より迅速に情報を共有するなど、警察と金融機関が協働して被害金の即時の追跡・凍結・回復等を実施する体制を想定。

³ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）

⁴ 「送金犯罪」は、「送金バイト」等と表記されることもある。「送金バイト」という表現には、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘もあるため、警察ではこのような犯罪を「送金犯罪」と呼称している。

⁵ 生活口座など、移転先口座に当該名義人の財産が含まれているもの

この種のアプリの利用の呼び掛けを推進する。また、日々巧妙化する詐欺の手口に対応するため、協力企業による警察庁推奨アプリの詐欺対策機能の高度化に関して必要な働き掛けや支援を講じるなどの取組を推進する。

さらに、国際電話番号から固定電話への架電を通じた特殊詐欺被害についても、依然として高水準で推移している実態を踏まえ、引き続き、国際電話の利用休止申込みに係る国民への呼び掛けを強力に推進する。

ウ 著名人なりすまし型偽広告等への対策の更なる強化

投資家等の著名人のかたって投資を呼び掛ける広告を入口としたSNS型投資詐欺の被害が深刻な情勢であることを踏まえ、こうした著名人なりすまし型偽投資広告情報を発信する行為が一定の場合には刑法に触れることを明確化した上で「違法情報ガイドライン⁶」やインターネット・ホットラインセンター（IHC）の「ホットライン運用ガイドライン」において違法情報として明記することにより、プラットフォーム事業者等に削除を促す取組を推進する。

また、関係省庁で連携して、プラットフォーム事業者等に対し、自身は投資勧誘広告を行っていない旨の申出をこうした著名人から受けた場合においては、当該著名人に関連する投資勧誘広告を自主的に削除するなどの適切な対応をとるように働き掛けを行う。

さらに、詐欺対策として実効性のある広告主の本人確認の実施についても働き掛けを行う。

(3) 国際連携・海外拠点対策関係

ア 東南アジア諸国への技術援助による現地当局との連携強化の推進等

匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織が、東南アジア諸国等の詐欺拠点から日本国内に向けた詐欺を実行している実態を踏まえ、当該拠点所在国に対し、押収した携帯電話等を速やかに解析するための資機材の供与や効果的な捜査手法に関する研修等を実施することを含め、現地当局の捜査力の向上を支援するほか、現地当局からの情報技術解析に係る支援要請についても積極的に対応する。また、現地当局等から、拘束された架け子等に係る早期帰国の要請等がなされている実態を踏まえ、関係省庁で緊密に連携して、航空会社をはじめとする関係事業者に働き掛けを行うなど、当該要請に迅速に対応するための取組を推進する。さらに、海外拠点への対応に当たっては海外当局等との緊密な連携が重要であることを踏まえ、外国の捜査機関、ICPO、EUROPOL等との連携に必

⁶ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン

要な体制を充実強化するとともに、ASEANAPOLへの参加等を通じた外国の捜査機関との連携の強化、円滑な国際照会や国際共同捜査への参加等のための環境整備等を推進する。

イ 架け子等として海外に渡航させないための広報啓発の推進

依然として、安易な気持ちで「海外、短期間、高収入」等をうたう犯罪実行者募集情報に応募するなどして海外に渡航し、現地の詐欺拠点で架け子等として稼働する事例が後を絶たないことから、関係省庁・関係機関が連携し、架け子等として渡航させないために、パスポートセンターや空港等における戦略的な広報啓発活動や青少年に対する教育を推進する。

ウ 国際詐欺サミット2026等の議論を踏まえた国内施策の推進

本年3月に開催された国際詐欺サミット2026における各国及び関係事業者間の合意並びに関係事業者からの各国政府への要望を踏まえ、特殊詐欺にそのサービスが悪用されている事業者間や官民間における情報共有について、プライバシー及び安全性を確保しながら更に促進することを可能とする方策について検討する。その際に、情報提供行為による訴訟リスク等が情報共有の事実上の障害となっていないかを確認し、阻害要因が確認できた場合には、顧客情報の取扱いに関する整理や免責規定の創設等の必要な対策について検討する。

また、金融決済サービスへのパスキー等のより厳格な認証等の導入やAIを活用した詐欺及び不正行為の検知による被害防止の更なる推進について検討する。

(4) 国内における治安力の強化

ア 金地金・現金等の密輸の実態解明、取締りの推進

犯罪者グループが、特殊詐欺被害抑止対策に対抗し、被害者に金地金を購入させた上でだまし取るなど、手口を巧妙化させている実態を踏まえ、貴金属取扱業者が不審点等を認知した場合に、疑わしい取引の届出に先立ち、被害の拡大防止のために警察への通報等を円滑に行うことができるよう、当該通報についての個人情報保護法上の整理を明確化するとともに、関係省庁が緊密に連携し、通報等の促進を貴金属取扱業者に働き掛ける。

また、匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織が、金地金を密輸入して国内において消費税込みの価格で貴金属取扱業者に売却することで、消費税額相当分を不正に獲得しているほか、特殊詐欺等によって得た犯罪収益を現金で海外に持ち出すなどして巧妙にマネー・ローンダリングを行っている実態を踏まえ、関係省庁で緊密に連携し、これらの事犯に関与する組織の実態解明や警察と税関が緊密に連携した取締り、犯罪収益の剝奪に着目した事件捜査、外国捜査機関等との連携に関する取組、貴金属

取扱業者に対する監督・指導・是正命令の徹底、制度的対応の検討等の取組を強力に推進する。

イ 匿名性の高い通信アプリの通信内容等を迅速に把握するための検討の加速

利用者の匿名性が高く、かつ、エンドツーエンド暗号化がなされたシグナル、テレグラム等の通信アプリが、匿名・流動型犯罪グループ等によって特殊詐欺のみならず昨今の凶悪犯罪にも悪用されていることから、諸外国における取組や最新の技術動向を踏まえつつ、犯罪者グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリ等の通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法について、新たな法制度導入に向けた検討を加速する。

ウ 法人の実質的支配者情報の登録等に関する法制度の整備

F A T F（金融活動作業部会）の第5次対日相互審査を見据え、マネロン対策等にも資するよう、関係省庁と連携して法人の実質的支配者情報の登録等の立法化を早急に進める。

(5) 警察における対応力の強化

総合対策2.0を踏まえ、令和7年10月、警察庁に匿名・流動型犯罪グループ情報分析室を設置するとともに、全国警察から捜査員を集めた「匿流ターゲット取締りチーム」（T3）を警視庁に構築し、匿名・流動型犯罪グループの中核的人物の実態解明・取締りに向けた取組を推進しているが、依然として、同グループが強盗や特殊詐欺といった治安上の課題となっている事犯の多くに深く関与している実態を踏まえ、その撲滅に向け、警察庁における司令塔機能と都道府県警察における捜査態勢を強化するとともに、国際捜査や捜査支援に係る警察庁の態勢の更なる充実強化を図る。

2 ストーカー対策

(1) ストーカー被害者の保護措置の強化

ストーカー事案においては、被害者に対する強い執着心や支配意識が危害意思に転換し、警察による検挙や禁止命令等を顧みず、加害者が大胆な犯行に及ぶこともある。こうした重大事件を防止するため、従来の対策に加え、被害者が危険性の高い加害者の接近を把握し、接触を回避することができるようにより、被害者保護を強化することが求められている。

一定の加害者へのGPS機器等の装着により、加害者が被害者等に接近した場合に被害者等に通知される仕組み等の新たな被害者保護措置の導入に関し、諸外国の制度、技術上及び運用上の課題等も含め、早急に検討を進める。その際には、法務省における仮釈放中の性犯罪者等を対象とした保護観察処遇におけるGPS機器の活用に係る検討状況も参考にする。

(2) ストーカー加害者対策の強化

警察では、加害者に対して行為のエスカレート防止に資する治療・カウンセリングを受けるよう働き掛けているものの、実際に受診等に十分に結びついていない。このような状況を早期に改善すべく、受診率等の向上に資する取組を推進するとともに、新たに、一定の加害者に治療・カウンセリングの受診等を義務付ける仕組み等の導入について、関係省庁が連携し、諸外国の制度等も参考にしつつ、受け皿となる医療機関等の確保等も含めて検討を行う。

また、刑事施設等における特別改善指導や専門的処遇プログラムの中で、ストーカーに対応したプログラムを早期に整備する。